

労働者派遣法に基づく情報提供

■マージン率の公開について

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、每期事業終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣料金} - \text{派遣労働者賃金})}{\text{労働者派遣料金}} \times 100$$

●対象期間：2021 年 10 月～2022 年 9 月

労働者派遣の実績およびマージン率等は下記のとおりです。

派遣労働者数	7 名	
派遣先の数	4 事業所	
労働者派遣料金 ※1 日 8h 当たり平均	58,527 円	
労働者派遣賃金 ※1 日 8h 当たり平均	26,227 円	
マージン率	55.2%（当社 62 期）	
教育訓練に関する事項	技術支援業務研修(前期)	Off-JT
	技術支援業務研修(後期)	Off-JT
	専門技術講習	オンライン
	教育訓練時の賃金支給状況	有給
	労働者の費用負担	なし
労働者派遣法第 30 条 4 第 1 項規程の労使協定の締結の有無	有	
上記労使協定の有効期間	2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで	
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	当社社員全員（派遣労働者含む）	

■マージン内訳について

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与等で、マージン率には下記事項が含まれております。

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険、雇用保険料労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得にかかる賃金
健康診断費	一般健康診断の受診費用
運営費用	管理・営業部門の人件費、事務経費、教育費及び活動費
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、運営費用を差し引いた利益